

# 「京都労働局雇用保険電子申請事務センター」 が移転します。

「京都労働局雇用保険電子申請事務センター」は、事務処理の迅速化を図るため、**平成31年4月1日**から下記の所在地で業務を行います。

事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆さまにおかれましては、引き続き電子申請の利用促進に御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

移転先所在地：京都市下京区朱雀正会町1  
ハローワーク京都七条  
千本労働分庁舎2階

電話番号：075-280-8660

FAX番号：075-280-8658

**※電話番号、FAX番号ともに変更となりますので、  
御注意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。**

## 電子申請手続きをされた届出等に関するお問い合わせ先

### ○事業所に関するお手続き

雇用保険の事業所設置の届出、事業所廃止の届出、非該当承認申請書等  
⇒各ハローワークにお問い合わせください。

### ○被保険者に関するお手続き

雇用保険被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届（離職票交付あり・なし、期間等証明書）、被保険者証・離職票の再交付の申請等

### ○雇用継続給付に関するお手続き

雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給確認、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児・介護）の提出及び育児休業給付受給資格確認、高年齢雇用継続給付金・育児休業給付金・介護休業給付金の申請

⇒雇用保険電子申請事務センターにお問い合わせください。

